

令和 7 年度 苦情解決公表

市川大野 NURSERY SCHOOL

当園では、提供するサービスへのご意見・ご要望に適切に対応し、より良い保育環境を築くため、苦情解決制度を設けています。児童福祉法第 82 条の規定に基づき、以下の通り公表します。

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の苦情・ご意見の受付状況は下記の通りです。

1. 第三者委員による苦情受付

・受付件数 0 件

2. ご意見箱

・受付件数 1 件

【内容】

・登園時、クラスの扉で待機していたが、気付いてもらえなかったとのご意見がありました。

【対応および改善策】

・クラス内までお入りいただくようご案内するとともに、保育者が扉側にも十分に意識を向け、速やかに対応できるよう改善いたしました。

以上